

北朝鮮に残留する日本人に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年五月六日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



北朝鮮に残留する日本人に関する質問主意書

日朝ストックホルム合意で残留日本人問題の解決が課題となつていきます。その実態はどのようなのか。以下、質問します。

一 政府はこれまでの日朝交渉のなかで北朝鮮側から残留日本人について報告を受けましたか。報告を受けたならばその人数をお示し下さい。

二 政府は北朝鮮に在住する日本人から厚生省（厚生労働省）あるいは日本の家族に連絡のあつた人数をどのように把握していますか。またそこにはいわゆる「日本人妻」もふくまれていますか。残留日本人および「日本人妻」のそれぞれの人数を年度別にお示し下さい。さらに政府はその日本人がいまも生存していることを確認していますか。

右質問する。

